

	がけ条例	災害危険区域	土砂法による区域	
根拠法令	・静岡県建築基準条例第 10 条	・建築基準法第 39 条 ・静岡県建築基準条例第 3 条、第 4 条	・土砂災害防止法 ・建築基準法施行令第 80 条の 3	
対象となる区域	静岡県内全域 (都市計画区域内外によらない)	1号指定：急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法） 2号指定：知事が指定する区域	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)
区域の確認方法		1号指定：HPで閲覧可能 【静岡県地理情報システム（GIS）】 詳細は沼津土木事務所管理課第1班 2号指定：沼津土木事務所建築住宅課建築班 (管内12箇所)	HPで閲覧可能 【静岡県地理情報システム（GIS）】 詳細は沼津土木事務所企画検査課	
対象建築物	すべての建築物	住居の用に供する建築物	居室を有する建築物	なし
対応が必要になるケース	勾配が30度を超え、かつ高さが2mを超えるがけがある場合 (がけの下端から、がけの高さの2倍を超える位置に建築する場合を除く)	敷地の過半が区域にかかる場合 または、建築物が区域にかかる場合	建築物が区域にかかる場合	(別途がけ条例への対応等は必要になる場合が有)
対応方法の例	【がけ下の敷地】 ・擁壁等をつくる ・建築物本体をRC造等にする 【がけ上の敷地】 ・30度ラインの下に基礎等が入るようにする	・県または市町により急傾斜地崩壊防止工事が行われていること。 ・【がけ下の敷地】 予想される崩壊土量に見合った量をたい積できる防土壁を設置すること。 ・【がけ上の敷地】 建築物の基礎を地盤に深く定着させる。	建築物や擁壁を土砂の衝撃力に耐える構造とする。建築物で対応する場合はRC造とすることが望ましい。また、がけ面に対しては無開口とすること。	
必要な手続き	建築確認で審査	建築制限解除申請（確認申請提出前までに） 審査は沼津土木建築住宅課建築班（沼津市内を含む） 提出窓口は各市町建築担当窓口	建築確認で審査	
担当課	沼津土木事務所建築住宅課 建築班 建築班 TEL:055-920-2224 三島市・御殿場市・裾野市内の4号物件については 各市建築担当窓口	1号指定区域について：沼津土木事務所管理課第1班 TEL:055-920-2209 制限解除について・2号指定区域について： 沼津土木事務所建築住宅課 建築班 TEL:055-920-2224	指定区域について：沼津土木事務所企画検査課 TEL:055-920-2212 建築確認について：沼津土木事務所建築住宅課建築班 TEL:055-920-2224	